

添田町第三期子ども・子育て支援事業計画
策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 対象業務の目的

本業務の目的は、添田町第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務(以下「計画策定業務」という。)を民間事業者にも業務委託し、本町の子育て施策に係る子ども・子育て支援事業計画の充実を図ることを目的とする。

については、計画策定業務を遂行することができる事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

2 契約概要

業務名	添田町第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
業務内容	別添、添田町第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書のとおり。
契約期間	契約締結日から令和7年3月31日
契約保証金	※詳細は、添田町財務規則（昭和63年規則第1号）のとおり。
代金の支払方法	受託業者の請求を受理した日から30日以内に支払う。 ※ただし、請求は契約履行確認完了後とする。
委託料の上限額	4,493,000円（地方税及び地方消費税を含む） ※この金額は、単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 受託者決定までのスケジュール

期日	項目	備考
令和6年5月1日（水）	募集開始	ホームページ及び公告
令和6年5月9日（木）	質問書提出期限 （午後5時00分まで）	電子メール
令和6年5月17日（金）	参加申込書等提出期限 （午後5時00分まで）	持参又は郵送
令和6年5月22日（水）	参加資格審査結果通知、プレゼンテーション及びヒアリング審査案内通知	郵送及び電話連絡
令和6年5月28日（火）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	添田町役場 （会議室）
令和6年5月29日（水） 予定	最優秀提案者決定通知	郵送及び電話連絡
令和6年5月31日（金） 予定	委託契約締結	

※上記スケジュールは、状況により変更する場合があります。

4 参加資格

参加者は、計画策定業務委託の目的を理解し、本業務に関する実績と能力があり、次に掲げる項目を全て満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、特に定めたものを除き本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 添田町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 1 号）に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (4) 過去 5 年以内に、出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。
- (5) 過去 5 年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (6) 国税・地方税を滞納していないこと。
- (7) 子ども・子育て支援事業計画に係る策定業務委託に関し優れた実績を有し、過去 5 年以内に、国、地方自治体に実績があること。その実績を確認及び証明できる契約を有すること。
- (8) 過去 5 年以内に、九州管内の市区町村において、子ども・子育て支援事業計画に関する策定業務委託契約を履行完了した実績があること。その実績を確認及び証明できる契約を有すること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満 1 年間を経過していること。履行途中で契約解除になっていないこと。
- (9) 福岡県及び添田町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) ニーズ調査等業務委託の履行に関し諸規定を遵守できること。

5 参加方法

(1) 企画提案参加申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、次に示す必要書類を、提出期日までに添田町役場健康子育て応援課（子ども育成・支援係）へ持参又は郵送により提出すること。

提出期限	令和6年5月17日（金）午後5時00分必着	
提出方法	持参又は郵送	
提出先	〒824-0602 福岡県田川郡添田町大字添田 2151 番地 添田町役場 健康子育て応援課 子ども育成・支援係 TEL：0947-82-5964 FAX：0947-82-5508 メールアドレス： kosodate@town.soeda.fukuoka.jp	
	提出書類	提出部数
	①企画提案参加申込書（様式第1号）	正本1部
	②会社概要調書（様式第2号）	正本1部、副本8部
	③業務実績調書（様式第3号） ・発注者、委託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載し、 契約書の写しを添付	
	④業務を行う者の経歴及び実績調書（様式第4号）	
	⑤企画提案書（任意様式） ・A4版、横書き、原則として文字サイズ11ポイント以上とし、 書体は任意で全体で20ページ程度 ・ファイル等には綴じずに、ホッチキス（左上1箇所）で留める	正本1部（写し可）
	⑥提案見積書（様式第5号）	
	⑦財務諸表 ・直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類	
	⑧登記簿謄本 ・提出日の3ヶ月以内に発行されたもの	正本1部（写し可）
	⑨納税証明書 ・法人税、消費税、本町町税について未納がないことを証明する もの（本町町税については、本町に課税義務がある場合のみ） ・提出日の3ヶ月以内に発行されたもの	

【企画提案にあたっての留意事項について】

- ア 参加希望者は、必要提出書類一式の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- ウ 提出書類に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

- エ 提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしない。
- オ 町から提供する資料は取扱いに注意するとともに、無断で当プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- カ 提出書類については、添田町情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- キ 次のいずれかに該当するときは無効とする。
 - ①資格要件を欠くもの。また、要件を満たさなくなった場合。
 - ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ④委託料の上限額を超えて提案見積額を提出している場合
 - ⑤信義に反する行為があったとき。
 - ⑥提案に対して談合等、不正行為があったもの。
 - ⑦提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ⑧その他、審査委員会が不適切と認めた場合。
- ク プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があった場合には、参加希望業者に通知する。
- ケ 本業務の概要や仕様書の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第6号）を添田町役場健康子育て応援課子ども育成・支援係に電子メールで提出すること。またその旨を電話連絡すること。なお、回答については質問者のみ随時回答する。ただし、他の参加希望者との公平性を逸する恐れがある内容の質問、回答については全参加希望者へ回答する（質問のあった参加者名は非公開）。なお、電話による質問は一切受け付けない。
- コ 電子メールの通信事故等について、本町はいかなる責任も負わない。

【企画提案書作成上の留意事項】

- ア 本町の方向性に沿って業務を行うことができるかを審査するので、企画提案書作成及びプレゼンテーションの際には、選定方法の〔選定基準〕を参考にすること。
- イ 企画提案書は選定基準の審査内容に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記述すること。
- ウ 契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書一式を添付するので実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載された内容は、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- エ 提案見積額に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

【提案見積書記載上の留意事項】

- ア 提案見積書は、別紙様式第5号に従い作成すること。
- イ 提案見積書は、代表者印を押印すること。
- ウ 提案見積書提出の際は、封筒に入れ、封筒に封印、封緘、封筒の継ぎ目に封印すること。印は代表者印を押印すること。

(2) 書類の入手方法

添田町ホームページよりダウンロード

<https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>

6 審査方法について

(1) 審査内容

企画提案書提出期間終了後、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

参加希望者が6者以上あった場合、本業務に関する審査委員会において、書類審査し上位5者以内を選定する。

この業務に参加希望業者が1者であっても、以下の選考手続きを行うものとする。

① プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ・時間は、1事業者につき提案説明20分程度、ヒアリング20分程度とする。
- ・プレゼンテーション時に、追加の資料配布は不可とする。必要に応じてパソコン等を使用する場合は持参すること。プロジェクター（スクリーンも含む）は貸出可能（事前に相談すること）。
- ・プレゼンテーション参加者は1事業者3名以内とする。

② 評価内容

仕様書に示す計画策定業務に関わる業務が十分にできる事業者であることが必須条件であり、選定基準を基に評価する。

企画提案された内容に基づき、参加申込者の業務遂行能力について評価する。

(2) 審査日時

令和6年5月28日（火）予定

(3) 選定方法

選定について、「添田町第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者審査委員会」を設置し、「内容評価」と「価格評価」を行い、「内容評価点」と「価格評価点」の合計が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

「内容評価」については、提出された書類、プレゼンテーションの内容に対する審査及びヒアリングにより評価する。選定委員の平均点を算出し、小数点第一位以下を切捨てとする。なお、内容評価点90点のうち、得点が50点を満たない場合は、選考から除外する。

「価格評価」については、委託料の上限額を基準に提案見積書による提案見積額を評価する。提案見積書において提案があった金額が委託料の上限額を超えている場合は無効とする。なお、提案見積額が委託料の上限額の85%の価格を10点とし、提案見積額の採点方法については、[選定基準]の価格評価点に示す計算式により行う。内容評価点と価格評価点を合算した総合評価にて選定する。

なお、総合評価が同点となった場合については、内容評価点の高い業者を最優秀提案者とする。

採点基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点
優れる	5	10	15
やや優れる	4	7	10
普通	3	5	5
やや劣る	2	3	3
劣る	1	1	1

〔選定基準〕

	審査項目	審査内容	配点
内容評価点 (90 点)	1 会社の事業方針と適格性、業務遂行能力	会社のコンセプト、業務内容等が本町の求める業務の目的の達成に適しているか。	10
	2 子ども・子育て支援事業計画策定業務受託実績	九州管内において、子ども・子育て支援事業計画策定業務受託実績があるか。また、その内容はどうか。(レイアウトなど)	10
	3 責任者、主担当者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	委託業務内容を確実に実施、完了できる対応となっているか。また、特に添田町の課題解決に向けた施策を提案できる能力を有しているか。	15
	4 サポート体制の充実	計画策定に対するサポート体制が充実しているか。	15
	5 危機管理体制	欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する管理体制や保障内容は適切か。	10
	6 スケジュールの適格性	無理のないスケジュールとなっているか。	10
	7 プレゼンテーション能力	プレゼンテーションに対する姿勢、コミュニケーション能力はどうか。	5
	8 対応力	プレゼンテーションにおける説得力、質疑応答に対する対応等の信頼性はどうか。	5
	9 独自提案	技術的提案、仕様書にない独自提案があるか。	10
価格評価点 (10 点)	価格評価点 = (委託料の上限額 - 提案見積額) / (委託料の上限額 - 委託料の上限額 × 0.85) × 10 (少数点第一位以下を切捨て)		

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、全ての参加者に書面で通知する。なお、最優秀提案者と決定した参加者に対してのみ、併せて電話連絡を行う。

7 応募者等の失格事項

応募者等が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者に公募型プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合。
- (3) その他、審査委員会が、本実施要領に違反すると認めた場合。

8 その他

- (1) 参加申請書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和6年5月24日（金）午後5時00分必着）までに、添田町役場健康子育て応援課子ども育成・支援係へ提出すること。郵送する場合は、必ず書留、または簡易書留、特定記録郵便とすること。
- (2) 提出された企画提案書等の著作権は、提出された応募者にそれぞれ帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は使用した参加者にすべて帰するものとする。
- (3) 添田町は、参加者の承諾を得ずに、提出された書類を必要に応じ複写、保存、図録等により公表する権利を有するものとし、複写等の際の使用料等は無償とする。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 参加者は本プロポーザルの参加によって知り得た情報について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査の結果、最優秀提案者として決定したものであるが、契約手続きの完了までは、添田町との契約関係を生じるものではない。
- (7) この実施要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、審査委員会が別途定める。

9 事務局

〒824-0602 福岡県田川郡添田町大字添田 2151 番地
添田町役場 健康子育て応援課 子ども育成・支援係
T E L : 0947-82-5964
F A X : 0947-82-5508
メールアドレス : kosodate@town.soeda.fukuoka.jp